

第 28 回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和 3 年 7 月 28 日（水）大阪合同庁舎第 2 号館 9 階 共用会議室 A	
委員（敬称略）	委員長 富田 安信 同志社大学社会学部教授 委員 常谷 麻子 弁護士 委員 多田 俊生 税理士	
審査対象期間	令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日契約締結分	
抽出案件	3 件 内 訳 （公共工事） ・競争入札案件 1 件 うち、低入札価格調査案件 1 件 （物品・役務） ・競争入札案件 2 件 うち、契約金額が 500 万円以上の案件 0 件 うち、参加者が 1 者しかいないものの案件 0 件 ・随意契約案件 0 件	
報告案件	0 件 （備考）「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	3 件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

「設置要綱第6条に基づき抽出された審議案件の審議」

【審議案件3】競争入札・低入札案件

「大阪中央労働総合庁舎外壁改修工事」

意見・質問	回 答
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>大阪中央労働総合庁舎については、平成8年8月に建築され築20年以上が経過し、外壁の劣化が認められており、庁舎を良好な状態で維持管理し、長期的に使用するためには外壁改修工事が必要であるため、厚生労働本省に予算要求を行い、措置されたため、改修工事を実施したものです。</p> <p>予定価格の積算方法につきましては、外壁改修工事にかかる設計を実施した際に直接工事費の積算を行っており、その直接工事費から国土交通省監修 公共建築工事共通費積算基準に基づき積算した額を予定価格としました。</p> <p>一般競争入札の参加資格については、令和元年・2年度の厚生労働省競争参加資格を有する者のうち、資格区分「建設工事」のうち工種区分が「建築一式」、等級は、予定価格に対応する「D」に加え、参加業者をより多く募るため、直近上位である「C」を加えました。</p> <p>入札には8業者が参加しました。</p> <p>落札候補者が低入札価格調査基準額を下回ったため、調査を実施し、最終的に本工事施工にあたり問題ないと判断し、落札業者を決定しました。</p>
<p>入札業者の入札額に大きな差があるがその理由について。</p>	<p>低入札調査の結果や、落札業者への聴取から、下請予定業者や建築資材業者との取引状況等により、材料費を含めた工事費に差がでること、また、各入札参加業者の見込んでいる利益率の違い等が入札金額の差に反映されていると考えられます。</p>
<p>工事の質は担保されていますか。</p>	<p>工事監理の専門業者に委託して施工監理を行っており、工事の質について担保されていると考えています。</p>
<p>こういった外壁工事等の長期修繕計画はありますか。</p>	<p>外壁改修工事の頻度について明確な規定はありませんが、約20年程度と考えています。なお、外壁の全面打診については、約10年に1度行うことが義務づけられており、その調査により外壁の浮き、剥がれ等の指摘があれば、外壁改修工事の予算要求を行い、予算措置されれば工事を施工しています。</p>

【審議案件 3 9】競争入札案件 大阪労働局における電子複写機の購入及び保守業務委託	
意見・質問	回 答
入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。	<p>内容としましては、既存機器のうち、耐用年数経過に伴い故障が頻発する機器を選定し、毎年更新対象を絞り込んだうえで、交換・購入を行っておりますが、今回は新たに執務室を開設した部署に一台追加し、併せて5台を購入したものです。</p> <p>予定価格の積算方法につきましては、過去の実績等から予定価格を積算しています。</p> <p>一般競争入札の参加資格につきましては、調達の内容がコピー機の購入、及び保守業務であったことから、資格の種類は「物品の販売」、及び「役務の提供等」と設定し、予定価格に応じた等級が「C」等級であったことから、通常であれば直近上位及び下位の「B・D」等級を加えるところ、複数年にわたり、「A」等級の事業者のみの応札であったことから、上位等級の「A・B」を加えました。</p> <p>入札には2業者が参加し、予定価格以下の入札がなされ、落札に至りました。</p>
落札率が低い理由について。	各メーカーは、機器代と概ね5年間程度の保守料金をセットで考えているのが一般的で、複写機の購入を落札すれば、次年度以降の保守契約においてシェアを拡大できるということから、機器代金を安く見積もっているのが大きな要因と考えています。
予定価格の積算は前回落札額がベースですか。	機器代金、保守単価ともに前回落札額も参考にしています。
複写機の配置基準はありますか。	明文化した基準はないが、複写機を新たに設置する場合は、フロア数や執務室として独立しているか、年間使用予定数量がどの程度か、既存機器が近くに設置されていないか等を確認し、新設の可否を検討しています。
【審議案件 5 6】競争入札案件 エタノールアルコール購入	
意見・質問	回 答
入札・契約手続き入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。	契約の概要は、1ℓ入りのアルコール消毒液に関しては、事務用消耗品、単価契約物品として四半期ごとの調達をし

	<p>ていますが、令和2年4月に緊急事態宣言が発出されて以降、調達ができなくなるという局面があり、また、令和3年1月には出先機関において職員の集団感染が発生したことから、消毒液の枯渇や価格高騰に備えるべく一括調達をしたものです。</p> <p>予定価格の積算方法につきましては、過去の実績等から予定価格を積算しています。</p> <p>一般競争入札の参加資格につきましては、調達の内容がアルコール消毒液の購入であったことから、資格の種類は「物品の販売」と設定しまして、予定価格に応じた基本等級が「C」等級であったことから、直近上位、及び下位の「B・D」等級を加えました。</p> <p>入札には4業者が参加し、予定価格以下の入札がなされ、落札に至りました。</p>
<p>落札率が低い理由について。</p>	<p>5,3820というまとまった数量が調達できたことから、アルコール濃度60%未満の消毒液は、濃度が高い消毒液よりも消毒効果が劣るという点において需要が低く、供給も比較的安定していた事が要因であったと考えています。</p>
<p>商品の品質チェックはしていますか。</p>	<p>メーカーが出してるカタログで確認しています。</p>